

豊田市資源回収協力店登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、リサイクルに積極的に取り組んでいる市内の店舗を市民に周知することで資源の回収を促進し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(登録対象)

第2条 資源回収協力店（以下「回収協力店」という。）は、市内で事業活動を行つており、資源の分別回収を行っている店舗とする。

(登録申請)

第3条 回収協力店の登録を希望する店舗は、豊田市資源回収協力店登録申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 登録を受けた店舗の名称、所在地、責任者名、回収品目、その他申請事項を変更する場合は、「豊田市資源回収協力店登録変更申請書（様式第2号）」を速やかに市長へ提出するものとする。

(確認)

第4条 市長は、第3条第1項又は第2項の申請内容が適切であることを実地にて確認するものとする。

(協力内容)

第5条 協力店に登録された店舗は、資源の分別回収を積極的に回収するものとする。

(登録取消)

第6条 市長は、申請のあった取組を実施していない回収協力店に対して、実施を要請するものとする。

2 市長は、前項の要請に応じない回収協力店に対して、登録を取り消すことができる。

(登録の辞退)

第7条 回収協力店の登録を辞退する場合は、「豊田市資源回収協力店登録辞退届（様式第3号）」を速やかに提出するものとする。

(広報)

第8条 市長は、回収協力店を広く市民に周知し、利用を促進させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。